

第2章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制の整備 高齢者福祉関連・介護保険関連

(1) 県・他市町との連携の強化

居宅、施設の各種サービスの安定的な提供を図るため、県主催「保険者会議」や県内の各保険者で構成する「佐賀県介護保険制度推進協議会」等によって情報を共有し、各種事業を実施するとともに、介護予防啓発等の広報、地域包括支援センター職員等の研修等の取り組むべき諸課題について協議するなど、県や他市町との広域的な連携の充実、強化を図ります。

(2) 国・県への働きかけ

本計画が円滑に推進できるように、市が主体となって積極的に取り組むとともに、「保険者会議」における制度改正等の伝達や制度運営上の問題点等の協議を通して、国や県への必要な要請や支援及び協力の働きかけを継続して行っています。

2 計画の評価・点検体制の整備 高齢者福祉関連・介護保険関連

(1) 市における計画の点検・推進体制の整備

市は、保険者として介護保険制度の円滑な実施を図るため、「伊万里市介護保険運営会議」「伊万里市地域密着型サービス運営委員会」「地域包括支援センター運営協議会」などでの審議を通して、事業計画の達成状況をサービスの量、質の両面から点検し、実態の把握等に努めます。

また、高齢者福祉計画や介護保険事業計画を着実に推進するため、庁内の諸計画との整合性を踏まえた上で、関係部局と連携強化を図ります。

(2) 計画の評価体制

計画の点検結果を踏まえ、学識経験者、保健医療関係者、社会福祉関係者及び市民代表からなる「伊万里市介護保険運営会議」を通して、本市における高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の実施状況について、需要と供給の動向等を把握・分析しながら、必要な意見具申をいただくこととします。